

## 規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、TBT協定第2条9.1に基づくものです。]

### 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する 医療等の用途を定める省令の一部改正について

下記のとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する予定です。お知らせいたします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書にて御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮ください）。

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

#### 記

##### 1. 件名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する件

##### 2. 対象項目

指定薬物

##### 3. 趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の目的を達成するため、今般、対象品目1物質を指定薬物に指定するもの。

##### 4. 施行予定日

令和8年2月

##### 5. 意見提出先

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話番号: 03-5253-1111 (内線 2784)  
FAX番号: 03-3501-0034

##### 6. 意見提出期限

令和8年2月9日